

IV 学長による改善方針

2015 年度自己点検・評価の各基準に示された「効果が上がっている事項」や「改善すべき事項」に対して、さらなる長所の伸長や改革・改善を推進するため、全学的に取り組むべき改善方針を示す。この方針に基づき、次年度「教育・研究に関する年度計画書の策定にあたって（学長方針）」の策定を行うものとする。

基準 1 理念・目的 に関する改善方針

- ① 本学の理念や目的について、学生が入学後に理解する機会が少ないため、学生及び教職員が「建学の精神」や「明治大学グランドデザイン 2020」の理解を深める機会として、学生には学部間共通総合講座「明治大学講座」等のプログラムを展開し、また、教職員には広報誌等各種媒体を通して発信する。
- ② 本学の理念や目的について理解を深めるために、各教育プログラムが、「建学の精神」や「人材養成の目的」が背景となって策定されているという両者の関係を分かりやすく学生及び教職員に示す。
- ③ 学長方針の基本方針を学長任期と連動した長中期計画書とし、重点戦略を単年度計画書として整理する。これにより、長中期計画書・単年度計画書と自己点検・評価等を連動したマネジメント体系の再設定をし、到達目標、達成時期を明示したマネジメントシステムとして実効性を高める。

基準 2 教育研究組織 に関する改善方針

- ① 法科大学院・専門職大学院については、プロフェッショナル・スクールとしての位置づけをより明確にし、司法試験合格率の向上、定員の充足や収支の改善を目指す。そのために、全学的視点から法科大学院・専門職大学院の統合・再編を含めた改革を進めていく。
- ② 全学的な教育支援体制を確立するために、教育開発・支援センターのあり方を検証する。
- ③ 学生の留学や留学生の受け入れが拡大していくなか、全学的な国際連携方針の下で、国際連携機構と各学部のコーディネーションが求められる。国際連携機構や各学部が適切に役割分担をしながら、国際化の進展に、より迅速により効率的に機能しうる全学的な組織を構築していく。また、留学生の日本語教育についても、その教育体制を整理・統合し、日本語教育センターのあり方を含めた学内体制を整備していく。

基準 3 教員・教員組織 に関する改善方針

- ① 専任教員データベースの入力率は高いものの、教育業績に関しては入力率が低い傾向が見られる。教員の教育研究活動等の業績評価について、特に教育業績を把握し、より適切な評価制度を定めるためにも、教授会にて、より一層データベースの入力を呼びかけ、入力率を

IV 学長による改善方針

向上させる。教員の教育研究業績評価方法については、学長方針に沿って「教育開発・支援センター」及び「学長スタッフ会議」において検討し、原案を策定する。

- ② 「教員任用計画の基本方針」を策定する中で任用関連の検証を行い、「学長スタッフ会議」において大学全体の方針を示していく。また、専任教員任用人事は学部主導で行われることから、大学院研究科との連携が不十分な学部もあるので、学部と研究科が一体となって任用計画を策定する。なかでも、本学の教員任用をより柔軟に行うためにテニユアトラック制の導入を進め、本学の教員としてふさわしい人材をテニユアの専任教員として任用する。なお、S T比に基づき各学部が任用するにあたり、各学部・研究科の定める「求める教員像」と「教員組織の編制方針」が、「学長方針」および「教員任用方針」に基づいているかを検証する仕組みを整備していく。

基準4（1）教育目標、学位授与方針、教育課程編成・実施方針 に関する改善方針

- ① 各学部・研究科において定めている「3つのポリシー」の中には、抽象的な内容に留まり、とりわけ達成目標とする学習成果を明記していないものが依然として多い。目標の明確化により、達成状況の評価、並びにその学習成果と教育課程の関係を、カリキュラムマップ等により検証可能にするような取組みを進める。
- ② 学長方針に掲げている本学の教育目標が、各学部・研究科で定めている教育目標に、十分に反映されていないため、体系的や一貫性に重きを置きながら、定期的に見直し、反映する。それらの目標・方針を構成員に周知していく。

基準4（2）教育課程・教育内容 に関する改善方針

- ① 総合的教育改革の実質化を進めるため、各学部・研究科の定める教育課程の編成・実施方針に沿いながら、アクティブ・ラーニングの活性化、学部・研究科でのカリキュラムの体系化やナンバリングの実施、連携強化等を推進する。同時に、大学全体として適正な規模のカリキュラム策定を進め、増加傾向にある科目数の見直し及び新授業時間に対応する。また、大学院の研究科間共通科目（総合研究）として、社会人にも役立つ実践的教育を目的とする授業科目を複数開講する。
- ② 総合的教育改革を推進する中で、学長方針として掲げてきた「未来開拓力」を育成するため、各学部独自の取組みとの相互連関を明確にしつつ、体系的なプログラム構築を進める。各学部の卒業要件との整合を図り、学生の履修選択に適切な情報を「GLOBAL NAVI」等を利用して提供していく。
- ③ 留学生に係る日本語教育を整理・統合し、日本語担当専任教員が日本語教育課程をマネジメントできるよう学内組織を整備する。特に、日本語関係科目の授業設置が受講生のニーズと必ずしも合っていない点を改善していく。
- ④ 英語学位コースの設置以降、外国人留学生数の増加及び出身国の多様化が図られてきている。海外大学とのジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等を視野に入れた

IV 学長による改善方針

から、更なる増設・充実を可能な学部・研究科等から実現を図っていく。今後、同コースについては、英語での専門科目群による学部横断的あるいは研究科横断的なプラットフォームを構築していく。また、クォーター制の導入等、柔軟な学年暦を設定し、海外留学を容易にするアクティブタームを展開して、より多くの学生が単位取得留学できる枠組みを作る。

基準 4 (3) 教育方法 に関する改善方針

- ① 総合的教育改革の推進に伴うFD活動として、学内外のアクティブ・ラーニング事例紹介等の研修会が行われているが、アクティブ・ラーニングの導入の推進と活性化に向けた戦略の立案・実施は、まだその途上にある。授業方法の質的転換が定着できるよう、有効な授業計画を実現可能にするためのFD活動を、教授会等を活用し、全専任教員の4分の3以上が参加可能な環境で実施する。教育開発・支援センターや教育の情報化推進本部等と連携して、その推進・改善を図る。
- ② シラバスは、記載内容の統一化や充実化に向けて、全学的な「シラバス記入のための手引き」を編集・共有し、シラバスに基づく予習復習を前提とする授業方法の工夫等を検討する。大学院は、独自の執筆要領の作成や検証体制の構築をするなどして、大学院講義のシラバスの内容を充実させる手がかりにする。学部・研究科でのカリキュラムの体系化やナンバリングの実施と歩調を合わせ、シラバスの英語化（和英両文表記、交換留学等の単位互換対応等）を視野に入れて改善を進める。
- ③ 学生による授業改善のためのアンケートの実施率がおしなべて低い。アンケート実施を促す組織的対応、実施後の学習成果の把握及び授業改善へのフィードバックの実態を把握するための体制と方法を構築する。フィードバックの回路はWEBベースの仕組み等でも構築可能なため、教員個人レベルで導入できる方法の併用も含め、教育改善の仕組みの改善を図る。また、大学院は、大学院独自の項目を加えて有効活用し、授業及び研究指導方法の向上をはかる。
- ④ 各学部・研究科で行っている授業改善FDを、全学的に把握するため、教育開発・支援センターのFD・教育評価専門部会を定期的で開催して報告し、集約する。
- ⑤ Oh-o!Meiji システム等により学生の主体的学習を検証する仕組みや学習成果の達成を支援する仕組みの構築が試行され、一定の効果を上げているが、学習成果を体系的に記録し振り返る機能については、全学的に構築して一元管理する段階にはまだ到達していない。これらの仕組みを本格的に導入するために、IRにおいて学習成果の達成に効果的なカリキュラムになっているのか、既存の取組みのさらなる検証を行ない、ポートフォリオ機能の全学的な導入に向けた検討を行う。

基準 4 (4) 成果 に関する改善方針

- ① 「大学における学びに関するアンケート」を定期的に行い、そのデータを経年的に分

IV 学長による改善方針

析し、GPAデータなどとともに、学習成果を検証する間接指標の一つとして活用する。また、アンケートから見出された「リーダーシップを発揮する力」や「調査、実験ができる能力」といった肯定的意見が低い項目に対して、各学部等で熟議し、中長期的視点で目標を設定する。「国際的課題に関する知識」、「外国語の運用能力」などの項目は、肯定的意見が増えるよう本学の国際化プログラムに反映させていく。また、これら学習成果に係る能力差をより効果的に育成するための授業を行うためのFD活動を展開する。

- ② 国際日本学部で卒業予定者へ実施している、ディプロマ・ポリシーや特色あるカリキュラムについての満足度をアンケート調査する仕組みを全学的に確立し、研究指導や研究レベルの向上はもちろん、就職という目的実現につなげる。
- ③ ユビキタス教育（eラーニング）において、学習成果を測定する指標を開発し、成果を上げているが、全学的な視点からeラーニングのノウハウを蓄積して展開方法の検討や教材設計の見直しを行うとともに、FD活動に活用して対象科目を拡大し、内容を充実させる。
- ④ 全学的な3ポリシーは、「建学の精神」や教育目標である「明治大学グランドデザイン2020」と整合性の取れたものを策定し、社会に公表する。その上で、各学部・研究科の教育プログラムの特色を踏まえながら、全学的な学習成果を測定する評価指標の開発や方法の検討を行い、改善を進める体制を構築する。

基準5 学生の受け入れ に関する改善方針

- ① アドミッション・ポリシーに根ざした学生の受け入れに向け、「当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準」「出題のねらい」「学習方法のアドバイス」等を全学規模で実施することや、専任教員の研究成果や本学卒業生の活躍をメディアから伝えるなど、本学で学ぶことのメリットを積極的に発信していくことで、受験生の量的・質的水準を維持、向上させていく。今後の高大接続改革（新テスト導入）に適切に対応する。
- ② 一般入試入学者の首都圏集中傾向が顕著である。キャンパスの立地や学費・奨学制度や就職活動実績のアピールを通じて、多様な全国型大学としての強みを維持する努力が求められる。これらの広報活動の充実のために、地方の受験生のニーズを調査し、地方での効率的な募集活動の方針を議論していく。
- ③ 大学院、専門職大学院において、一部研究科で定員超過が見られる一方で、収容定員に対する充足率が0.5を切っている専攻が見られる。また、留学生比率が高く、学内からの進学が少ない状況もあり、学部と大学院の一貫した連携を含めた入試に関する制度及び広報両面の抜本的改革が必要である。
- ④ 2018年度からの収容定員の変更後に、入学定員1.00倍に基づいた厳格な定員管理を行い、適正に入学者数を確保する。

基準6 学生支援 に関する改善方針

- ① 奨学金については、「貸費から給費へ」の移行がスムーズに進んだが、より有効な奨学金制度になるよう経済支援型奨学金と学業奨励型奨学金の内容を検証し、奨学金制度の最適化を進めていく。また、授業料の値上げに伴い、奨学金を必要とする学生に支援が行き渡るように奨学金の拡大に取り組んでいく。
- ② M-Navi プログラムは、学生と教職員の協働の場として機能し、一定の成果を挙げているが、プログラムごとに参加学生数に差があることから、個別のプログラムの充実を図るべく、プログラム自体の評価システムを確立する。また、参加した学生の意識や行動の変化を検証するシステムも構築する。
- ③ 障がい学生の支援について、全学的な支援体制を確立するために、発達障がいの学生を含めた修学支援や就職支援等も行うことができる、当該学生にとって利便性の高いワンストップの機能を有する「障がい学生支援室（仮称）」及び委員会の設置を進める。
- ④ 外国人留学生への就職支援について、多様な取り組みを行っていることから就職率は高いが、より充実した就職支援策を展開する。

基準7 教育研究等環境 に関する改善方針

- ① 各キャンパスには、老朽化した校舎があり、バリアフリーへの対応も不十分であるため、施設整備の優先順位を確立し、具体的な整備計画を立案する。中野キャンパスでは、学生の十分な学修・課外活動を可能にするキャンパスの実現に向け、特に、図書館の整備も視野に入れつつ、第2期計画の実施の推進を図る。
- ② 全キャンパスを通じ、2017年度からの授業時間割の変更を踏まえ、アクティブ・ラーニングの導入に対応した教室や図書館（グループ閲覧室等）等教育環境の整備を行う。
- ③ 研究成果の公表について、学術論文の機関リポジトリへの登録を周知し、協力を要請する。また、研究業績を発信するために、在外研究や特別研究の成果を発表することを検討し、併せて出版会の更なる活性化を進める。

基準8 社会連携・社会貢献 に関する改善方針

- ① 東日本大震災後5年以上の時間が経過し、復興支援協定を締結している自治体を含め、被災地での復興支援内容はその復興状況によって多様化している。それぞれの復興状況による支援要請に適切に対応できるよう、復興支援センターで状況を把握する。
- ② 集積した地域連携に関する情報のデータベース化などを推進することにより、地域から求められる要請に適切に貢献できるようにする。現在行っている活動の中で、その成果を教育・研究活動に還元できるものがあるか洗い出す。

基準9 管理運営・財務 に関する改善方針

- ① 危機管理広報について、過去の事例に学びつつ、緊急事案に整然と対応できるように、

IV 学長による改善方針

全ての当事者に初期対応の重要性やその後の適切な対応の方法を周知することで明治ブランドの毀損を可能な限り避けうる強力な体制を構築していく。

- ② 部署間・非専任職員間での業務量や内容に偏りが見られる。前者について、各部署の人員構成や専任職員のキャリア形成を考慮した人事異動をすすめていく。後者についても、全学としての適正規模、配置の適切性、専任職員との分担の明確化を求めていく。
- ③ 2016年3月31日の大学設置基準等の一部を改正する省令の公布により、全ての大学等に、その職員（教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれること。）が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント、第25条の3に規定するものを除く。）の機会を設けることなどを求められたが（第42条の3関係）、本学の職員研修基本計画は事務職員を対象としているので、教育・開発センターで基本計画を考案し、施行日（2017年4月）までに適切に対応する。
- ④ 支出超過傾向が続いていることからわかるように、本学の財務状況は健全なものとはいえない。厳しい財務環境の中で特色ある大学のあり方を失わないために、メリハリのある予算となるよう、「教育・研究に関する年度計画書」を実行可能性のあるものとする。さらに、入学定員超過率の厳格化に向けた定員見直しに対応した予算のあり方を検討する。

基準10 内部質保証 に関する改善方針

- ① 第3期認証評価基準による内部質保証を重視した大学評価を推進するために、内部質保証のための全学的な方針と手続きを整え、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織が、PDCAサイクルを実効性のあるものとして運用できるよう検討する。
- ② 機関レベル、教育プログラムレベルでの質保証は、毎年改善されているが、教員個々の教育・研究活動を活性化し、授業・個人レベルの質保証を実効性あるものとするため、教育研究業績の収集や共有環境等の整備を進める。
- ③ 学長スタッフ会議で学長方針を検討し、各部署がそれを参考にして、予算と連動した年度計画を立て、その結果を自己点検・評価し、それを次の学長方針に反映させる内部質保証のシステムは構築されており、毎年度、このPDCAサイクルが実行されている。しかし、学長の諮問を受け、全学の方針を企画・立案する学長スタッフ会議の役割を規定した校規が存在していないので作成していく。
- ④ 内部質保証が有効に機能するためには、学内の構成員による目的・目標の共有と問題点・課題の認識及び改善に向けた努力が重要であるが、これらが十分とは言い難い。とりわけ、C（評価、検証）からA（改善措置、改善に向けた方針策定）もしくはP（次期計画）へのつながりが不十分である。まず自己点検・評価委員会による評価結果の妥当性を検証し、さらに同委員会からの改善事項が担当部署に十分に伝達されているのか、改善が難しい場合は原因の把握などの支援が行われているのか確認し、改善を進めるた

IV 学長による改善方針

めに関連部署との意思疎通や情報共有を高めていく。また、C（評価、検証）において学外者の視点に配慮する。

- ⑤ 質保証の機能を強化するためには、データに基づき、教育の実施状況や学生の学習成果の把握が有効であり、IR運営委員会の下で、データに基づく現状と成果の把握は進みつつあるが、まだ学生の直接的な学習成果に関するデータは不足しており、教育改善への効果は限定的である。そこで、IR運営委員会の下で、各学生の履修科目や留学等の学習行動に係るデータの整備・分析を進めるとともに、各学生への各種アンケート調査の実施率を高め、そこから得られたデータを活用することで、教育改善へつなげていく。

優先的に取り組む改善・改革事項

以上、評価基準に則して改善方針を示したが、特に全学的な課題として、総合的かつ重点的に取り組むべき事項は以下のとおりである。

- 1 本学全体の3ポリシーを作成し、教職員、学生への周知を図る。
- 2 各学部・研究科が作成した3ポリシーの内容が抽象的で、達成すべき能力や学習成果の記述が不明確なものがあるので、これらを明確にする。
- 3 IRの機能を活用し、3ポリシー等に記述されている達成すべき能力や学習成果を指標化し、これを測定する。そして、測定結果を教育の改善に生かす。
- 4 教育の改善につながる情報等を共有するために、全専任教員の4分の3以上が参加可能な環境、例えば、教授会等においてFDを実施する。その際に、参加人数を把握しておく。
- 5 授業の改善のために、ICTなどの活用を含めたアクティブ・ラーニングの導入を推進し、その活性化を図る。アクティブ・ラーニングの教員への周知を図るために、FD等を活用する。
- 6 本学の国際化を推進するために、本学学生の海外への送り出しと留学生の本学への受け入れの促進を図る。そのための諸施策（英語学位プログラム、海外大学とのジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー、日本語教育、英語による専門科目、クォーター等）の整備・充実を図る。

以 上